

災害（雨量規制・雪害）時における  
緊急待避所としての施設使用に関する協定書

株式会社ペイシア（以下「丁」という。）と国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所（以下「甲」という。）と新潟県長岡地域振興局（以下「乙」という。）と小千谷市（以下「丙」という。）は、災害（雨量規制・雪害）が発生、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲または乙が管理する道路を通行する車両が緊急に待避する必要が生じた場合の待避所等（以下「緊急待避所」という。）として使用できるように、丁の所有する施設の使用に関して必要な事項を定めるものである。

（対象となる施設）

第1条 協定書の対象となる施設範囲は以下のとおりとする。

- (1) 住所 新潟県小千谷市大字三仏生字上林3489-2
- (2) 名称 ペイシア小千谷店
- (3) 使用箇所 駐車場及び店内トイレ等

（使用条件）

第2条 本件車両が駐車場を使用するにあたっては、当該施設の本来の使用を妨げるものではなく、可能な範囲で利用するものとする。  
2 甲または乙は、必要に応じ駐車場の除雪を行うことができる。  
3 甲または乙は、丁が指定する地域の災害時の情報を丁に提供するものとする。

（現状復旧）

第3条 前条の使用に起因して、施設等を損壊、汚損した時は、甲・乙・丙・丁で協議し現状に復するものとする。現状復旧については緊急待避所の開設を要請した甲または乙が対応するものとする。  
2 前条の使用に起因して、待避車両が、緊急待避所の閉鎖後も滞留または放置された場合、開設を要請した甲または乙が移動措置をとるものとする。

（待避所として使用する施設の周知）

第4条 甲・乙・丙・丁は、第1条に定める施設が緊急待避所であることを周知するため、必要な措置を講ずるものとする。

（緊急待避所の開設及び閉鎖）

第5条 丁および甲または乙は、協議の上、緊急待避所の開設および閉鎖を行う。  
なお、甲または乙は、開設および閉鎖を行う際は、速やかにその旨を丙に伝えるものとする。

（使用料）

第6条 災害時における緊急待避所の使用料は無料とする。

（協定書の有効期間）

第7条 本協定書の期間は、協定書締結日から令和7年3月31日までの期間とする。

- 2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲・乙・丙・丁のいずれからも申し出が無い場合は、引き続き同一条件をもってさらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。
- 3 本協定書締結後、甲・乙・丙・丁いずれからの申し出により、本協定書は廃止することができる。なお、申し出の時期は、廃止する期日の1ヶ月以前とする。
- 4 前各号にかかるわらず、対象となる施設が閉店した場合は、本協定書は終了するものとする。

（その他）

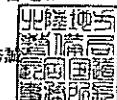
第8条 本協定書に定めのない事項及び本協定書に関して疑義が生じたときは、甲・乙・丙・丁協議の上、決定するものとする。

本協定書の成立を証するため、本書4通を作成し、甲・乙・丙・丁押印の上、各自その1通を保有する。

令和 6年10月24日

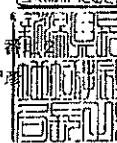
甲 住所 新潟県長岡市中沢4丁目430番地1

氏名 國土交通省北陸地方整備局  
長岡国道事務所長 田村 秀輔



乙 住所 新潟県長岡市沖田2丁目173番地

氏名 長岡地域振興局長 伊野 智洋



丙 住所 新潟県小千谷市城内2丁目7番地

氏名 小千谷市長 宮崎 悅男



丁 住所 群馬県前橋市龜里町900番地

氏名 株式会社ペイシア  
代表取締役社長 相木 孝之

